
*
* 令和 3 年度 第 5 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和３年度 第５回高梁市農業委員会総会会議録

- １．令和３年８月１１日 午後 １時３０分 招集
- ２．令和３年８月１１日 午後 １時２９分 開会
- ３．令和３年８月１１日 午後 ２時２２分 閉会
- ４．会議の場所 高梁市役所 ３階大会議室
- ５．出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
１	深 本 文 雄	出	１１	小 野 貫 治	出	１	山 川 光 男	欠
２	小 西 雅 己	〃	１２	瀬戸川 伸行	〃	２	中 村 進	出
３	伊達 千鶴子	〃	１３	田 角 幸 正	〃	３	小見山 力信	〃
４	藤 本 久 也	〃	１４	小林 三十二	〃	４	石 田 義 雄	〃
５	中 曾 浩 徳	〃	１５	中 家 泰 雄	〃	５	平 松 伸 行	〃
６	岡 辰 登	欠	１６	清 水 健 治	〃	６	山 元 憲 民	〃
７	吉 岡 孝	出	１７	江 川 泰 司	〃	７	吉 家 仁	〃
８	前 崎 輝 之	〃	１８	土 岐 康 夫	〃			
９	西 村 匡 弘	〃	１９	金 子 時 典	〃			
１０	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件 許 可
		第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件 許 可
		第24号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について 1件 決 定
		第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 5件 決 定
8		署 名 委 員
		11番 小 野 貫 治
		12番 瀬戸川 伸 行
9		議 事 の 内 容
		令和3年度 第5回高梁市農業委員会総会会議録
		令和3年8月11日（水） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 6 名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 5 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。11 番小野委員と 12 番瀬戸川委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の追加があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長 議 長	「報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を追加します。別に配布している 13 ページをご参照ください。 事務局から説明がありましたように、資料を追加することとします。それでは、「議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。17 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 22 号 17 番朗読説明 － 17 番は、譲受人が、譲渡人から売買により空家と一緒に申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 1 筆 2, 528 m ² です。譲受人の通作距離は、1.8 km 以内、耕作面積はなし。家族 2 人中、耕作人は 2 人、対価は、10 a あたり 2 万 9 千円です。また、営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、3 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 譲受人ですが、7～8 年前に九州から来てブドウを栽培されている。今まで賃貸の住宅に住んでいたが、このたび空家を購入して、それに付いている前の畑と一緒に管理するということです。もう 7～8 年も経験があるので大丈夫かと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。17 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、17 番については許可とすることに決定しました。
	次に 18 番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 22 号 18 番朗読説明 － 18 番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 2 筆 448 m ² です。譲受人の通作距離は隣地のため 0 m 以内、譲受人の耕作面積は、議案第 25 号 3 番で議決後に 1,572 m ² です。また、営農計画書の提出があります。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 a あたり 2 万 1 千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小見山委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、譲受人の自宅の前の畑であり、家庭菜園的に管理されておりました。何ら問題ないものと考えます。ご審議よ

議 長	ろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１８番については許可とすることに決定しました。 次に１９番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２２号１９番朗読説明 － １９番は、譲受人が、譲渡人から、空家バンク利用による移住により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田４筆 ３，４３７㎡と畑１２筆７，８１７㎡の計１６筆１１，２５４㎡です。譲受人の通作距離は、１００ｍ以内、譲受人の耕作面積は なし。営農計画書の提出があります。家族１人中耕作人は１人、対価は１０ａあたり１０万円です。これらのことから、取得に必 要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるも のと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従 いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件に ついては、８月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 譲渡人は倉敷市中庄に居られて、以前から空家バンクに登録されており、時々帰って来て草刈り管理等されていきました。譲受人 は空家バンクを利用して埼玉県より来られるとのことですが、営農計画書も提出されており問題ないと考えます。ご審議願いま す。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１９番については許可とすることに決定しました。 次に２０番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２２号２０番朗読説明 － ２０番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親子の関係です。申請農地は、田６ 筆３，８１１㎡と畑６筆２，４１６．１３㎡の計１２筆６，２２７．１３㎡です。譲受人の通作距離は、２９ｋｍ以内、耕作面積 はなし。営農計画書の提出があります。家族４人中、耕作人は４人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員 会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認め られます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、 農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、 ８月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６～７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

小見山委員	譲渡人と譲受人は親子の関係であり、子どもさんが親から農地を譲り受けるということです。対象の農地については徹底した管理がされていて、草一本無いようにきれいに管理されておりました。今後の管理についても問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２０番については許可とすることに決定しました。 次に２１番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２２号２１番朗読説明 － ２１番は、譲受人が、譲渡人から増反により所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆２３６㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は９，１２６㎡です。家族２人中、耕作人は２人、対価は１０ａ当たり３８万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、８月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象農地は菜園として利用されており、きれいに管理されておりました。家の隣にあるため、今後の管理についても問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２１番については許可とすることに決定しました。 次に２２番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２２号２２番朗読説明 － ２２番は、譲受人が、譲渡人から贈与により所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆６７２㎡です。譲受人の通作距離は、０．１ｋｍ以内、耕作面積は４，３７７㎡です。家族２人中、耕作人は２人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、８月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

金子委員	対象農地はきれいに作付けされ管理されており、周囲に影響を及ぼすこともないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
	挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。16番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第23号16番朗読説明 － 16番は、転用者が、譲渡人から申請農地に賃借権を設定し、牛舎用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆1,320㎡で、この農地の農地区分は、農振農用地となります。転用地の10a当りの賃借料は、年3万円、施設の概要は、牛舎255㎡、堆肥舎60㎡、進入路140㎡です。既に一部着工していたため、始末書の提出があります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、8月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件につきましては事前着工していたため、始末書の提出がありました。転用にあって誓約書、被害防除計画書の提出もされており、牛舎用地として活用されることについて問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 資金調達方法の中に補助金があるが、どこから出ているのですか。 おかやま酪農協同組合さんから出ているのではないかと思います。確認いたします。 おかやま酪農業協同組合さんから補助金が出ているのに、5条転用許可申請を行う前に事前着工しているというのは良くない。施工業者には農地法があるから事前着工してはいけないと厳しく指導しているのに、畜産業の関係者の方は5条転用許可について知らないというのは、不公平になるのではないか。農地法についての周知徹底をした方が良いと思う。 補助金は農林課を通して交付されているのに事前着工されてしまった。農地法について農林課へも再度周知した方が良いですね。 農地法5条転用許可が必要であることについて、関係各位への周知を行い間に入っている農林課とも意思疎通、情報共有を行う様にします。補助金についてですが確認が取れました、おかやま酪農業協同組合ではなくて岡山県の補助金でした。 農林水産省の補助金が岡山県を通して交付されるということですね。 そうです。 わかりました。 転用者は今まで牛飼いをされていた方ではなく、今回初めて牛飼いをされるのですか。 新規に牛飼いをされる方です。 わかりました。牛舎の工事は業者がされたのですか。
議 長	
金子委員	
議 長	
西村委員	
江草局長	
西村委員	
江川委員	
江草局長	
西村委員	
江草局長	
西村委員	
小林委員	
江草局長	
小林委員	

江草局長 吉岡委員 江草局長 吉岡委員 議 長	業者が施工したと聴いております。 賃借権の設定になっているが期間はどのくらいか。 相続登記が完了したら正式に所有権移転するので、それまでの期間賃借すると聴いております。 わかりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１６番については許可とすることに決定しました。 次に１７番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２３号１７番朗読説明 － １７番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、田１筆３， ６１８㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。施設の概要は、太陽光パネル３２０枚、発電量４９．５ｋｗです。 この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権 利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、経産局の認 定済み。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件 については、８月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 吉家委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、隣の農地も太陽光発電設備用地となっており、また道路と山に囲まれているため、近隣の農家との関係 で問題が生じるようなことは無いので、許可することが適当かと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長 小林委員 江草局長 小林委員 吉岡委員 三宅書記 議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 この案件は賃貸ですか。 売買です。 わかりました。 資金調達方法の欄で金額が万円単位で記載されているが、小数点以下２桁まで記載されていて読みにくい。 四捨五入して整数で記載するように、今後気を付けます。
議 長	他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１７番については許可とすることに決定しました。 なお、ただいま許可することに決定した１７番については面積が３，０００㎡を超えるため、岡山県農業会議に諮問し、許可相 当の答申を得た場合は、直ちに許可処分することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）

議 長	挙手全員です。よって、１７番について岡山県農業会議に諮問し、許可相当の答申を得た場合は、直ちに許可処分とすることに決定しました。 続きまして、「議案第２４号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段面積の指定について」を議題といたします。１番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第２４号１番朗読説明 － １番は、申請人が、「高梁市空き家情報バンク」に登録した空き家と農地をセットで購入するため、農地法第３条第２項第５号に規定する別段面積０．１ａの指定を受けるよう申請する案件です。申請農地は、畑１筆８２３㎡です。空き家の所有者は、農地の所有者と同じです。申請農地は、空き家情報バンクに登録された家の西に位置します。農地面積も取得に必要な農業委員会が定める別段面積０．１ａを超えており、特に問題ないものと判断いたしました。この案件については、８月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 地図を見ていただければ分かりますが、対象農地は家のそばに隣接した畑です。その隣の畑も耕作はされていないがきれいに管理されています。更に隣の農地と併せて耕作すれば、まとまった農地になるので今後もっと営農を拡大できます。問題ありません。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 年齢は何歳ですか。何をされている方ですか。 年齢は４７歳で、職業はデザイン業です。 川上町に住んで農業をされるということでしょうか。 はい。空家バンクに付随して農地を取得するものです。 わかりました。 他にありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長 山元委員	なしとの声がありました。１番について別段面積を指定することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長 小林委員 江草局長 吉岡委員 江草局長 吉岡委員	挙手全員。１番について別段面積を指定することに決定しました。 続きまして、「議案第２５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。
三宅書記	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和３年８月２０日、２、利用権の設定を受ける者は５名、３、利用権の設定をする者は５名、４、利用権の設定をする件数は５件、５、利用権設定面積は９，６５１㎡となっています。６で各筆明細です。 － 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、１番から５番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１番から５番について一括で採決をとります。１番から５番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長

(挙手全員)

挙手全員ですので、1 番から 5 番について決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第 5 回総会を閉会します。

令和 3 年 8 月 1 1 日

会 長 土 岐 康 夫

1 1 番 小 野 貫 治

1 2 番 瀬戸川 伸 行